

○文部科学省告示第二百二十七号

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査に関し、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の特例を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

文部科学大臣 林 芳正

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増及び平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請に対する審査の基準については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に規定するもののほか、次の表の上覧に掲げる場合に
応じ、それぞれ下欄に定める要件を満たすことを審査の基準とする。

平成三十年度に開設しようとする大学又は短期大学の収容定員増の認可の申請の場合	東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の収容定員増（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。 一 大学又は短期大学の収容定員増に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年六月三十日までに当該認
--	---

	<p>平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合</p>
<p>可の申請についての意思の決定がなされたことを証する書類が存在している場合</p> <p>二 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第三条第一項第一号に該当する場合</p>	<p>東京都の特別区に所在する大学又は短期大学の設置（次の各号に掲げる場合を除く。）でないこと。</p> <p>一 大学又は短期大学の設置に伴い校舎等の施設又は設備の整備を行う場合であって、平成二十九年九月三十日までにこれらに係る認可の申請についての意思の決定を証する書類を刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表している場合</p> <p>二 専門職大学又は専門職短期大学の設置の認可を受けようとする場合であって、当該認可を受けようとする者が東京都の特別区に設置している専修学校の専門課程に係る生徒総定員を平成三十一年度に減ずる場合</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表中平成三十一年度に開設しようとする大学又は短期大学の設置の認可の申請の場合の項の規定（下欄第二号に係る部分に限る。）は、平成三十一年四月一日から施行する。